

奈良市公報

号外第27号

平成22年10月29日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

(平成22年7月16日揭示済)

目次

規 則

- 奈良市合併記念公園条例の施行期日を定める規則…… 1
- 奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則… 1

告 示

- 放置自転車等の保管…………… 2
- 放置自転車等の処分…………… 2
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 4
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 道路の位置指定…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 5
- 街区の区域等の変更…………… 5
- 督促状の公示送達…………… 5

監 査

- 包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等…… 6

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 6

教 育 委 員 会

- 臨時教育委員会の開催…………… 6

農 業 委 員 会

- 農地部会及び農政部会の部会委員の互選…………… 6
- 農地部会長及び農政部会長の選任…………… 7
- 農地副部会長及び農政副部会長の選任…………… 7

規 則

奈良市合併記念公園条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年7月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第70号

奈良市合併記念公園条例の施行期日を定める規則

奈良市合併記念公園条例（平成22年奈良市条例第14号）附則第1項に規定する規則で定める日は、平成22年8月1日とする。ただし、同条例第4条の規定の施行期日は、同年7月20日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第71号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「及び奈良県月ヶ瀬健民運動場」を「、奈良県月ヶ瀬健民運動場及び奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場」に改める。

第7条第1項第4号中「第11号様式の5」を「第11号様式の6」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 照明を伴い、奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場を使用する場合 照明使用券（別記第11号様式の5）別記第11号様式の5を別記第11号様式の6とし、別記第11号様式の4の次に次の1様式を加える。

第11号様式の5（第7条関係）



(注) 裏面に利用に当たっての注意事項を記載する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第2条第3項第2号の改正規定は、同年7月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市体育施設条例施行規則第2条第3項の規定は、平成22年8月1日以後の使用に係る使用承認の申請について適用し、同日前の使用に係る使用承認の申請については、なお従前の例による。

(平成22年7月16日揭示済)

告 示

奈良市告示第367号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年7月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年7月16日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年7月16日告示済)

奈良市告示第368号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成22年7月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成22年7月30日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成22年4月12日、同月16日、同月19日、同月21日から同月23日まで、同月25日、同月27日、同月28日及び同月30日

(平成22年7月16日告示済)

奈良市告示第369号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。これに伴い、平成20年5月12日付けで指定（平成20年奈良市告示第284号）した建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路は、廃止します。

平成22年7月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
平成22年7月16日
- 2 指定した道路の名称又は種類
(1) 都市計画道路3・4・104西大寺阪奈線
(2) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業による事業計画道路
- 3 指定した道路の位置
別図のとおり
- 4 指定した道路の幅員
4m~28m
- 5 指定した道路の延長
1,693.2m

別図省略

(平成22年7月16日告示済)

奈良市告示第370号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年7月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	平成22年国勢調査用品の配送等業務
業務内容	平成22年国勢調査に係る調査用品の保管、仕分け、梱包及び配送業務。詳細は、別紙「平成22年国勢調査用品の配送等業務仕様書」のとおり。
業務期間	契約締結日から平成22年9月20日（月）まで

業務場所	調査用品の保管、仕分け、梱包作業については、用品を厳重に管理できるように施設等が行える場所	
配送先	奈良市が指定する国勢調査員の自宅（ほとんどが奈良市内）	〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟 5階
業務数量	調査用品の種類は、19種類 配送先は、約2,400件 (ただし、調査員数は調整中であるため、若干の変更が生ずる)	5 入札及び開札の日時及び場所
契約の種類	配送1件あたりの単価契約	(1) 入札の日時 平成22年8月6日(金)午後1時30分から (2) 開札の日時 入札締め切り後、直ちに開札 (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 入札室
<p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良市近郊に、用品を厳重に管理できるように施設等ができる倉庫を確保できること。</p> <p>(3) 過去5年以内において、地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注業務において、本入札の業務と同種・類似業務の受託実績(平成17年4月1日から平成22年3月31日の間に完了した業務)を有する事業者であること。</p> <p>(4) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p>	6 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は無効とします。	
<p>3 募集要項等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成22年7月22日(木)～平成22年8月2日(月) (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)</p> <p>(2) 場所 奈良市文書法制課(奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟5階)</p>	<p>(4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札</p> <p>(5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札</p> <p>(6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札</p> <p>(7) 入札金額を訂正した入札</p> <p>(8) その他入札に関する条件に違反した入札</p>	
<p>4 入札参加申請受付の日時及び申請方法</p> <p>(1) 日時 平成22年7月23日(金)から平成22年8月2日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く) 送付の場合は、平成22年8月2日(月)必着</p> <p>(2) 申請方法 直接持参又は送付</p> <p>(3) 提出場所 奈良市文書法制課(担当:統計係)</p>	<p>7 入札に関する注意事項</p> <p>(1) 入札保証金は免除する。</p> <p>(2) 入札の方法は持参入札とする。</p> <p>(3) 入札時間に遅れた者は入札に参加できない。</p> <p>(4) 入札会場への入場は入札者又はその代理人のみとする。</p> <p>(5) 代理人が入札する場合は必ず入札前に委任状を提出すること。</p> <p>(6) 入札者の不正行為、または不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。</p> <p>(7) 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(8) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。</p> <p>(9) 再度入札を2回行う。</p> <p>(10) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、募集要項によります。</p> <p>(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部文書法制課</p>	

電話 0742-34-4721

(平成22年7月22日揭示済)

奈良市告示第371号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年7月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年7月23日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年7月23日揭示済)

奈良市告示第372号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
高橋 淳人	たかはし耳鼻咽喉科	奈良市大安寺町515番地の2	耳鼻咽喉科 (聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく機能障害)	平成22年5月17日
神野 進	しんのクリニック	奈良市恋の窪一丁目5番1号	神経内科 (平衡、音声、言語、そしゃく機能障害、肢体不自由)	平成22年5月17日
喜多野 章夫	喜多野診療所	奈良市中筋町15番地	内科 (肢体不自由)	平成22年5月17日
矢島 弘嗣	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	整形外科 (肢体不自由)	平成22年7月2日
大島 圭介	バルツァ・ゴードル	奈良市鹿野園町1000番地の1	小児科 (肢体不自由)	平成22年7月2日
澤井 康子	奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	小児科 (肢体不自由)	平成22年7月2日
富和 清隆	東大寺福祉療育病院	奈良市雑司町406番地の1	小児科 (肢体不自由)	平成22年7月2日
高 濟峯	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30番1号	外科 (肝臓機能障害)	平成22年4月1日

(平成22年7月26日揭示済)

奈良市告示第374号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年7月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成22年7月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄西ノ京駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成22年7月26日揭示済)

奈良市告示第373号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成22年7月26日

奈良市長 仲川元庸

平成22年7月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年7月27日
- 3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年7月27日揭示済)

奈良市告示第375号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成22年7月28日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市三松四丁目840番地
申請者氏名	前田 至玄
道路の位置	奈良市三松一丁目664番3
道路の幅員	最大4.71m 最小4.71m
道路の延長	8.25m
指定年月日	平成22年7月28日
指定番号	第22004号

(平成22年7月28日揭示済)

奈良市告示第376号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年7月29日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年7月29日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年7月29日揭示済)

奈良市告示第377号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年7月30日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	岡元 睦 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション203号	吉澤 恵子 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション305号

2 変更の年月日

平成22年5月16日

(平成22年7月30日揭示済)

奈良市告示第378号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成22年7月30日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

平成22年7月30日

2 街区の区域及び街区符号

(1) 三条本町の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略

(平成22年7月30日揭示済)

奈良市告示第379号

平成21年度市・県民税第3期分、第4期分、第4期分(納期変更分)及び市・県民税(過年度分)、平成21年度固定資産税・都市計画税第3期分、第4期分及び固定資産税・都市計画税(償却資産)第4期分並びに平成21年度軽自動車税納期変更分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年7月30日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日

市・県民税 第3期分	平成21年11月20日
市・県民税(過年度分) 平成21年11月2日納期分	平成21年11月20日
市・県民税 第4期分	平成22年2月19日
市・県民税 第4期分	納期変更分 平成22年4月20日

市・県民税（過年度分）
 平成22年2月1日納期分 平成22年2月19日
 固定資産税・都市計画税
 第3期分 平成21年12月18日
 固定資産税・都市計画税
 第4期分 平成22年3月19日
 固定資産税・都市計画税（償却資産）
 第4期分 平成22年3月19日
 軽自動車税
 全期分 納期変更分 平成21年8月20日
 納期変更分 平成21年10月19日

2 送達を受けるべき者
 別紙のとおり

別紙省略

(平成22年7月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成22年7月16日

奈良市監査委員 吉田 肇
 同 中和田 守
 同 高杉 美根子
 同 松石 聖一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

酒井 清
 兵庫県川西市美山台1丁目1番地の44
 牧野 康幸
 大阪府池田市石橋4丁目11番18号
 中本 勝
 奈良県奈良市佐保台2丁目840番地の129
 石堂 麻衣
 兵庫県高砂市米田町塩市173-13

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 平成22年7月16日から平成23年3月31日まで

(平成22年7月16日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第29号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年7月23日

奈良市水道事業管理者

福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
近畿住宅設備	中山 良幸	奈良県大和高田市市場586	平成22年7月21日

(平成22年7月23日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第13号

平成22年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成22年7月23日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

1 日 時
 平成22年8月2日（月）
 午後1時30分

2 場 所
 奈良市立椿井小学校 椿井ホール

3 会議に付すべき事件

議 事

議案第28号 平成23年度使用奈良市立一条高等学校並びに平成23～26年度使用奈良市立小学校の教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分までで、傍聴定員は30名です。30名を超えた場合は、抽選を行います。

(平成22年7月23日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第15号

平成22年7月23日に開催した奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので、奈良市農業委員会互選規程（昭和32年奈良市農業委員会告示第6号）第16条の規定により公告します。

平成22年7月26日

奈良市農業委員長 大西 崇夫

農地部会委員

奈良市南京終町四丁目232番地の1	萩原 征二
奈良市法蓮町654番地の1	大西 崇夫
奈良市六条町293番地	南城 敏雄
奈良市中山町西一丁目761番地	岡田 邦彦
奈良市学園新田町3028番地	北川 博晴
奈良市杏町347番地の1	吉岡 輝美
奈良市今市町333番地	岡田 善至
奈良市今市町336番地	森川 幸男

奈良市柚ノ川町671番地の2	徳西 利和
奈良市丹生町1402番地	福岡 裕行
奈良市大慈仙町459番地	大西 衛
奈良市狭川東町175番地	岡田 嘉文
奈良市月ヶ瀬月瀬195番地	杉野 文隆
奈良市蘭生町1889番地の2	中西 日出男
奈良市針町1448番地	尾城 義弘
奈良市都祁馬場町587番地の2	橋詰 昭美
奈良市杏町76番地の1	中西 吉日出
奈良市四条大路三丁目1番40号	森田 一成

農政部会委員

奈良市奈良阪町2308番地	息田 昌次
奈良市大安寺五丁目10番17号	中島 信男
奈良市四条大路二丁目3番65号	森田 達司
奈良市歌姫町1379番地	吉村 元志
奈良市西大寺野神町二丁目1番11号	松本 勝
奈良市大和田町462番地	奥谷 勝紀
奈良市神殿町321番地	林 宇平治
奈良市横井三丁目168番地の1	萩田 充宏
奈良市高樋町957番地	宮下 明弘
奈良市中貫町100番地の1	大西 英征
奈良市大柳生町3739番地	田島 俊秀
奈良市東鳴川町457番地	中北 誠
奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地	久保田 清隆
奈良市都祁白石町198番地	福井 栄遠
奈良市下深川町600番地の1	右原 正卓
奈良市中畑町401番地	巽 一孝
奈良市菅原町624番地の2	梅森 昭雄
奈良市五条一丁目15番33号	西本 守直
奈良市三条松町32番8号	高橋 克己

(平成22年7月26日揭示済)

奈良市中山町西一丁目761番地	岡田 邦彦
農政副部会長	
奈良市大柳生町3739番地	田島 俊秀

(平成22年7月26日揭示済)

奈良市農業委員会告示第16号

平成22年7月23日に開催した平成22年奈良市農業委員会7月定例総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地部会長及び農政部会長に選任した。

平成22年7月26日

奈良市農業委員会 大西 崇 夫

農地部会長

奈良市南京終町四丁目232番地の1 萩原 征二

農政部会長

奈良市横井三丁目168番地の1 萩田 充宏

(平成22年7月26日揭示済)

奈良市農業委員会告示第17号

平成22年7月23日に開催した平成22年奈良市農業委員会7月定例総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地副部会長及び農政副部会長に選任した。

平成22年7月26日

奈良市農業委員会 大西 崇 夫

農地副部会長

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。